

令和4年度 高知県デジタル化計画実行支援事業費補助金 募集要項

1. 募集目的

県内中小企業者等が、デジタル化計画の実現のために計画に沿って行う取り組みを支援することにより、生産性の向上など企業の継続的な発展につなげ、地域の中小企業等の振興を図ることを目的とします。

2. 募集する事業について

(1) 補助対象者：中小企業者等

※「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者および中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する者のほか、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合を含むものとする。

※ただし、以下に該当しない事業であること。

- ① 公序良俗に反する事業
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業
- ③ その他申請要件を満たさない事業

(2) 補助内容

補助率：1/2以内

補助限度額：150万円（下限15万円）

事業期間：交付決定日から令和5年2月28日まで

(3) 申請要件等

高知県内の中小企業等のうち、当センター支援による「デジタル化計画書」を策定した企業又は団体で、県内に本社もしくは主たる事業所を有するものとする。

3. スケジュール

募集期間	令和4年7月1日（金）～10月31日（月）17:00 締切
審査会及び 交付決定	8月以降審査会を月次開催し、交付決定を行う予定
事業期間	交付決定日～令和5年2月28日

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

※交付決定日以前に着手した経費は補助対象外になります。

4. 応募方法等

(1) 応募書類：応募にあたっては下記書類をご提出ください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 補助金交付申請書2. デジタル化計画書（※附帯書類を含む。）3. 申請金額の積算根拠となる資料（見積書、料金表、カタログなど）4. 県税の納税証明書（<u>滞納がないことを証するもの</u>）※申請日から3か月以内のもの5. 税外未収金債務の滞納がないことを示す<u>債務に関する誓約書兼同意書（代表者の自署）</u>6. 取得財産の適正な利用及び管理を示す<u>取得財産等の利用及び管理に関する誓約書（代表者の自署）</u>7. 定款又は履歴事項全部証明書※証明書は申請日から3か月以内のもの |
|--|

※附帯書類とは、追加説明資料や事業戦略書等の経営計画書をいう。

※各種様式等については当センターHPよりダウンロードしてください。

当センターHP ⇒ <https://joho-kochi.or.jp/digital/hojokin.php>

(2) 受付方法

当センターHPの申請書フォームに必要な事項および申請書一式のファイルを添付のうえ送信ボタンをクリックしてください。原則、郵送または持参での申請は受け付けません。

（※当センターHPの「申請書フォーム」からの申請となります。納税証明書や決算書はPDFデータを添付していただくこととなりますので、正本の提出は不要です。）

なお、募集期間最終日までに申請書フォームから送信完了したものを審査の対象とします。

5. 審査の実施

申請書類により審査会において審査を行います。

6. 審査の視点

審査においては、下記の5つの項目から総合的に評価を行います。

①事業の内容の妥当性

- ・取り組む内容（課題と対策）が明確となっており、かつ妥当な内容であるか。
- ・デジタル化計画書との整合が取れているか。

②事業実施の効果の妥当性

- ・事業実施の効果が具体的かつ妥当な内容であるか。

③事業成果の波及効果

- ・事業の成果が将来的に他事業等への波及効果が見込めるか。

④事業の実現性

- ・財務計画や実施スケジュール、実施体制が適切か。

⑤事業経費の妥当性

- ・補助金の用途が事業を実施するうえで適正であり、事業経費が適切に見積もられているか。

7. 審査結果について

審査結果は申請者に文書で通知します。また、採択結果（採択事業者名、事業計画名、採択者数等）を当センターHPにて公表します。

8. その他（注意事項等）

- ・提出された書類等は返却しません。
 - ・国や県等、他の公的機関からの補助金と、本補助金を同時に申請することは可能です。ただし、他の補助金の審査結果が確定するまでは本補助金の交付決定は保留となりますので、ご了承ください。（他の公的機関に事前着手の承認を受けている場合は、その旨が分かる書類をご提出いただくことで交付決定を行います。補助対象となるのはセンターの交付決定日以降の経費のみとなります。）
- また、国の補助金が採択となった場合はそちらが優先されます（国の補助金との併用はできません）ので、採択が分かった時点で必ず連絡をしてください。
- ・採択者は、事業終了後5年間、事業の進捗確認や調査等に協力していただきます。

9. お問い合わせ先

〒781-5101 高知市布師田 3992-2

公益財団法人高知県産業振興センター デジタル化推進部 デジタル化推進課

[TEL] 088-845-6600 / [FAX] 088-846-2556

[E-mail] digital@joho-kochi.or.jp

[HP] <http://www.joho-kochi.or.jp/>